



# 7月は、オアシス運動強調月間です!

オアシス運動をさらに推進させ、大人も子どももお互いにあいさつにより明るく和やかな潤いある家庭や、住みよい地域づくりを進めることを目的として実施します。

皆さんの協力できる日時で結構ですので、ぜひ、地域の皆さんもご参加ください。

## 校門での朝のあいさつ

小学校 7月4日、11日、18日(火曜)

中学校 7月6日、13日(木曜)

実施時間 7:45~8:15

## 朝のあいさつ運動に参加しよう!

## JR駅での朝のあいさつ

須恵駅 7月3日、24日(月曜)

須恵中央駅 7月5日、26日(水曜)

新原駅 7月7日、28日(金曜)

実施時間 7:05~8:05

## 家の前や玄関先、通学路、オアシス通りでの朝のあいさつ

7月1日~20日(限定)

(毎週)月曜~金曜

実施時間 7:15~8:30  
通学する時間帯

いいね! こどもあいさつ さすが! おとなあいさつ

須恵町教育委員会



# 平成29年度「心と体の発達」巡回教育相談

「心と体の発達」巡回教育相談では、お子さんの心と体の発達状況について、心配していることや不安に思われていることについて専門家が相談に応じます。お子さんの現在の状況を正しく理解し、その能力や適性を十分に伸ばせるように、就学前児の保護者を対象に相談を実施します。お子さんの発達を正しく理解することは、将来を考える上で大切なことです。この機会にぜひご相談ください。

▶日時 7月24日(月) 9時~16時30分

※個人面談を行いますので、時間については、後日、申込者に案内します。

▶場所 須恵町役場庁舎、または近隣の施設など(予定)

▶対象者 就学前児の保護者

▶相談内容

- 日常生活で困っていること
- 子どもの発達、発育障がいに関すること
- 幼稚園などで困っていること
- 入学に関することや心配なこと など

▶相談員 特別支援学校教諭、巡回教育相談員

▶申込期限 6月16日(金)まで

## 特別支援教室相談会のお知らせ

現在、小学生のお子さんがあるご家庭と、来春、小学1年生になるお子さんがあるご家庭を対象に、特別支援教育に関する相談会を実施します。「落ち着きがない」「友だちと遊べない」「ことが遅れている」「学習についていけないのでは」など、日ごろ、お子さんのことで心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は、町内の小中学校の先生や専門の先生、

子ども教育課の職員が対応します。

▶日時 8月8日(火)13時30分~  
個別相談(1家庭30分以内)

▶場所 アザレアホール須恵

▶申込期限 7月11日(火)まで

※相談をご希望の方は、子ども教育課に備え付けの相談申込書にご記入のうえ、提出してください。

▶申込先および問い合わせ先 子ども教育課 ☎932-1459(ダイヤルイン) ☎932-1151(内線241)



# 児童手当

6月は現況届の提出月です。  
お忘れなく!

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。これは、年度ごとに児童手当を引き続き受ける要件に該当するかを確認するためです。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなり、また「注意」をさせていただきます。

申請方法は、次のとおりです。

▶申請方法 子ども教育課へ郵送または持参

▶申請期間 6月30日(金)まで

▶申請に必要な書類

●現況届申請用紙

●5月末に発送しています(印鑑)

●健康保険被保険者証の写し(受給者と配偶者)

●平成29年度所得証明書

(平成29年1月1日に、両親の住民票が須恵町になかった場合) ※児童と別居している場合などは、別途提出が必要な書類があります。

## 児童手当とは

児童手当は、児童を養育している人に児童手当を支給すること、家庭における生活の安定と児童の健全な成長に役立てることを目的とした制度です。

須恵町に住居登録している人で、中学校3年修了前までの児童を養育している生計の中心者(養育者)の中で、主に所得の高い人が請求できます。

支給額は左表のとおりです。ただし所得制限があり、所得制限を超えた場合は、特例給付として一律5,000円が支給されます。

対象児童	金額
3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上 小学校修了前	10,000円(第1子・第2子)
3歳以上 小学校修了前	15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円(一律)
所得制限を超えた場合は特例給付	5,000円(一律)

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【例】次の4人の子どもを養育している場合(大学1年生、高校2年生、中学3年生、小学6年生)

児童手当は、高校2年生の子どもが第1子になります。しかし、高校生なので児童手当の支給はありません。第2子は中学3年生の子どもで、支給額は1万円になります。第3子は小学6年生の子どもで、支給額は1万5,000円になります。よって、この世帯の総支給額は2万5,000円です。

## 問い合わせ先

子ども教育課

☎932-1459

(ダイヤルイン)

☎932-1151

(内線271)



# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額が改定されました

平成29年4月分の手当から、月額が次のように改定されました。

## 児童扶養手当(月額)

		変更前	変更後
第1子 本体額	全部支給	42,330円	42,290円
	一部支給	42,320円~9,990円	42,280円~9,980円
第2子 加算額	全部支給	10,000円	9,990円
	一部支給	9,990円~5,000円	9,980円~5,000円
第3子 加算額	全部支給	6,000円	5,990円
	一部支給	5,990円~3,000円	5,980円~3,000円

## 特別児童扶養手当(月額)

	変更前	変更後
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

## 問い合わせ先

子ども教育課

☎932-1459(ダイヤルイン)

☎932-1151(内線271)